

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 7 日から 44 年 4 月 30 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

平成 11 年に社会保険事務所（当時）に照会したところ、「申立期間については、脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されません。」との回答を受けたが、私は脱退手当金を請求していないし、受け取った記憶もないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人の申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、最初に就職した事業所から引き続く同一会社の事業所で申立期間より長期間である 5 年以上の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立てに係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 47 年 7 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の受給要件を満たす 38 人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含む 2 人である上、被保険者期間が 2 年以上ある者で連絡先が把握できた 13 人から、申立てに係る最終事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、事業所の関与はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 19 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 16 日から 34 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 19 日に入社後、定年退職するまで、A社（合併後は、B社）に勤務したが、同社C工場に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者記録が無かった。

入社以来、一度も会社から籍は抜いていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する当時の日記により、一部期間を除き、申立人が申立期間において、A社C工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「従業員名簿の記載により、申立人が、昭和 34 年 3 月 1 日にA社C工場で発令され、同年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことは確認できるが、当時の関連資料が無いので申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明である。」と回答している。

また、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人が保管する厚生年金保険被保険者証によると、申立人が、昭和 33 年 10 月 1 日に初めて被保険者資格を取得したことが確認できる。

申立期間②については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保

険者名簿を見ると、被保険者資格喪失日については「33年12月16日」、健康保険証の返納日については「33年12月24日」の日付印が付されており、その後、昭和34年5月1日に再び被保険者資格を取得するまでは、申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

また、当該事業所においては、申立人と同様に、昭和33年12月16日に被保険者資格を喪失し、その後、34年5月1日に再び被保険者資格を取得している者が複数名確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年ごろ
② 昭和 39 年ごろ

私は、申立期間①において、A社に勤務し、申立期間②においては、B社に勤務していたが、年金事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いと回答された。

証拠書類は無いが、勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に勤務していた複数の元同僚の供述により、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は所在不明であり、申立事業所の元取締役によると、平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になったが、11年4月1日会社解散しており、申立人の申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかったと供述しているところ、オンライン記録によると、申立事業所は9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、11年4月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、元同僚に照会したところ、申立事業所は当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、自身は国民年金に加入していたと供述している。

申立期間②について、B社に勤務した複数の元同僚の供述により、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の元事業主によると、当時の関係資料が無いため申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明としており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立事業所の元同僚に照会したところ、「私も勤めて3か月後に厚生年金保険に加入したが、試用期間3か月後でなければ加入できないと思っていた。他の者も同じだったと思う。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和39年12月2日資格取得、同年12月29日資格喪失と記録されており、申立人が名前を挙げた元同僚を含む多数の元同僚も39年12月2日に資格取得としているほか、当該記録以外に申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。